

1 5 保 電 安 2 3 号
平成15年 9月 25日

別記 殿

原子力安全・保安院 電力安全課長
NISA-234c-03-9

電気事業法施行規則の一部改正に伴う保安規程の取扱いについて

平成 15 年 10 月 1 日付けをもって電気事業法施行規則の一部が改正され、「溶接自主検査」、「定期自主検査」及び「法定自主検査」がそれぞれ「溶接事業者検査」、「定期事業者検査」及び「法定事業者検査」と名称変更されますが、既に届出がなされた保安規程については、名称変更のみを理由とした変更の届出は要しないこととしますので、その旨、よろしくお取り扱い願います。

(別記)

北海道経済産業局電力・ガス事業部長

東北経済産業局電力・ガス事業部長

関東経済産業局資源エネルギー部長

中部経済産業局資源エネルギー部長

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長

近畿経済産業局資源エネルギー部長

中国経済産業局電力・ガス事業部長

四国経済産業局電力・ガス事業部長

九州経済産業局電力・ガス事業部長

沖縄総合事務局経済産業部長